

年金委員の扉

年金委員知つため情報 (4)

年金の繰下げ受給とは？

年金委員のみなさんが知つておくと為になる「年金委員知つため情報」。今回のテーマは「年金の繰下げ受給とは？」。みなさんは、年金を本来もらえる年齢（65歳）よりも先延ばしして（繰り下げて）もらうことができるることはご存じかと思うのですが、単に「先延ばせば、増えた年金額がもらえる」ということだけでなく、知つておかないと「増えた年金額」とはならないケースもあります。地域の方にもおしえてあげましょう。

(1) 繰下げ受給の基本的なしくみを知つておこう！

老齢基礎年金や老齢厚生年金といった老齢年金は、本来65歳から満額の年金を受けられるのですが、65歳で受け取らずに66歳以降75歳までの間で繰り下げて受けることによって、増えた年金を受けることができます。65歳を過ぎても健康で元気な高齢者の方々が増えています。また、元気なうちは働いて得た給料で生活し、完全に引退したら増額された年金で生活していこうと考える高齢者の方も増えてくるのではないかと思われます。

65歳 ⇒ 66歳～75歳



繰り下げしたことによる増額率は、 $0.7\% \times \text{繰り下げた月数 (66歳～75歳)}$ となり、66歳で受けると $0.7\% \times 12 \text{月} = 8.4\%$ の増額となります。つまり65歳でもらう年金額に対して108.4%の年金額を受けることができるのです。66歳6ヶ月で受けると $0.7\% \times 18 \text{月} = 12.6\%$ （65歳でもらう年金額に対して112.6%）、67歳では116.8%、68歳では125.2%、69歳では133.6%、70歳では142%、75歳では184%となります。また、増額率は受給を始めたときから、ずっと生涯変わりません。

(2) 繰下げ受給する場合の注意点

繰下げ受給を請求する場合には、以下の点に注意が必要です。

- ① 日本年金機構と共済組合からというように、複数から老齢厚生年金を受けることができる場合は、すべての老齢厚生年金を同時に繰下げ受給しなければなりません。
- ② 老齢厚生年金を繰り下げている期間は、加給年金額を受けられません。⇒老齢基礎年金のみ繰下げ請求すれば加給年金額を受給できます。
- ③ 老齢基礎年金を繰り下げている期間は、振替加算額を受けられません。⇒老齢厚生年金のみ繰下げ請求すれば、振替加算額を受給できます。
- ④ 老齢年金本体を繰り下げても、加給年金額と振替加算額は繰下げによる増額はありません。
- ⑤ 繰り下げている期間中に65歳以降働いている場合は、在職老齢年金の年金額が繰下げ増額されることになります。
- ⑥ 繰下げにより、年金額が増額されることによって、医療保険や介護保険などの自己負担や保険料、税金が増える場合があります。

